

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第116号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成21年4月5日（日） 10時44分ごろ	
発生場所	愛媛県大洲市長浜町沖	
事故等調査の経過	平成21年4月20日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 遊漁船 ^{じゅんせい}純晴丸、4.5トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 281-39876愛媛、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか釣客5人が乗船し、大洲市長浜町沖で釣りを行っていたところ、平成21年4月5日10時44分ごろ、主機の冷却清水温度上昇警報装置が作動したので、釣りを中止するとともに海上保安部に連絡し、主機の回転を下げて大洲市出海漁港に入港した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 主機冷却清水ポンプ吐出管のフランジボルトが緩んで漏水した。 本船は、航行中、主機冷却清水管の漏水の有無の点検を適切に行わなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機冷却清水管の漏水の有無の点検を適切に行わなかったため、主機冷却清水ポンプ吐出管のフランジボルトが緩んで漏水していることに気付かず、冷却清水不足になって主機が過熱したことにより発生したものと考えられる。	